

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年6月5日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600343 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700010 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は B 社) における平成 19 年 12 月 20 日の標準賞与額を 29 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 12 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 12 月 20 日

私は、A 社に新卒で入社し、C 職に配属された。

請求期間に係る賞与を手渡しで受け、所持する賞与給料支払明細書において厚生年金保険料を含む控除がされているにもかかわらず、当該期間に係る賞与の記録が確認できない。

請求期間について、年金の記録として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した A 社に係る「賞与給料支払明細書 (19 年下期分)」において、請求者は、同社から賞与の支給を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、賞与の支給日については、前述の賞与給料支払明細書に支給日の記載はないものの、オンライン記録において、A 社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の賞与支払日が平成 19 年 12 月 20 日とされていること、及びこの者が提出した「賞与給料支払明細書 (19 年下期分)」の書式は請求者が提出した賞与給料支払明細書と一致することから、請求者の明細書に係る賞与の支給日は同日であったものと推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る賞与の支給日については、平成 19 年 12 月 20 日とし、標準賞与額については、請求者の賞与給料支払明細書から、29 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明

と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの
厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて
は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600336 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700009 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A 社に平成 24 年 7 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間、トラック運転手として勤務した。社会保険、厚生年金保険の加入が条件で入社したため、すぐに青い社会保険証を家族分 5 枚もらった。

給料明細に社会保険の控除額が書かれていなかったため、少々不安になり同僚に尋ねたが、返答が無かったため不安が募り、平成 24 年 10 月 31 日に退社した。その際に、保険証 5 枚は会社に返した。

平成 27 年に国民健康保険未納の請求が来ていることを知り、B 年金事務所にて調べてもらったが、A 社は既に倒産しており、従業員名簿にも私の名前がなく、調べる手段がないので、訂正請求を勧められた。

厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した平成 24 年 7 月分から同年 10 月分までの給料明細、A 社に係る「平成 24 年分給与所得の源泉徴収票」及び C 市が保管する平成 24 年分の「給与支払報告書 (個人別明細書)」によると、請求者の平成 24 年 7 月における勤務開始日は特定できないものの、請求者は同年 10 月 31 日まで同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A 社は解散しており、同社の元事業主に請求者の勤務期間、厚生年金保険の加入状況等について照会を行ったが、元事業主は、資料は無いが、請求期間当時、入社後 3 か月間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかった旨陳述している上、請求期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者が、入社 3 か月経過の後に厚生年金保険に加入した旨回答していることから、同社では、入社後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

また、請求者が名前を挙げた医療機関に対して、請求期間における受診履歴を照会したところ、医療機関は、平成 24 年 10 月 3 日に請求者が C 市国民健康保険被保険者証を使用して受診した旨回答している。

なお、前述の給料明細、「平成 24 年分給与所得の源泉徴収票」及び「給与支払報告書 (個人別明細書)」の社会保険料等の金額の欄には記載がない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。